

## 6 呼吸用保護具、保護衣

### 6.1 保護具等の選定

石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、負圧隔離養生の内部では、電動ファン付き呼吸用保護具（電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成 26 年厚生労働省告示第 455 号）に適合するもののうち、規格で定める漏れ率に係る性能区分が S 級であり、ろ過材の性能区分が PS3 又は PL3 のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク（以下「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。）を使用する。なお、隔離養生（負圧不要）の内部においても電動ファン付き呼吸用保護具等を使用することが望ましい。

また、石綿等の切断等以外の方法により石綿等の除去作業を実施することが技術上困難な場合であって、電動工具による石綿等の切断等を行う場合の呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具（漏れ率に係る性能区分が S 級であり、ろ過材の性能区分が PS3 又は PL3 のものであり、かつ、呼吸用保護具の製造事業者により指定防護係数が 300 以上であることを証明する型式に限る。）又はこれと同等以上の指定防護係数を有する呼吸用保護具を使用する。マスク通達「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」第 1 の 5 に定めるところにより、1 年以内ごとに 1 回、フィットテストを行うこと。

負圧隔離養生の外部で石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具等又は取替え式防じんマスク（防じんマスクの規格（昭和 63 年労働省告示第 19 号）に規定する RS3 又は RL3 のものに限る。）を使用する。ただし、石綿等の切断等を伴わない囲い込みの作業又は石綿含有成形板等の切断等を伴わずに除去する作業では、同規格に規定する RS2 又は RL2 の取替え式防じんマスクとして差し支えない。

石綿等の除去等の作業に当たっては、さらに保護衣又は作業衣を用いる。特に負圧隔離養生及び隔離養生（負圧不要）の内部での作業においては、フード付きの保護衣を用いる。

また、石綿含有成形板等の除去作業を行う作業場所で、石綿等の除去等以外の作業を行う場合には、当該作業を行う作業員に取替え式防じんマスク又は使い捨て式防じんマスクを着用させる必要がある。

各作業において使用する呼吸用保護具や保護衣を表 6.1.1 に示す。なお、表に示した呼吸用保護具の区分は最低基準であり、同等以上の防護性能を有する呼吸用保護具を使用することを妨げるものではない。

表6.1.1 呼吸用保護具・保護衣の選定

作業	石綿等の除去等の作業 (吹き付けられた石綿等の除去、石綿含有保温材等の除去、石綿等の封じ込みもしくは囲い込み、石綿含有成形板等の除去、石綿含有仕上塗材の除去)			
作業場所	負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)の内部	負圧隔離養生の外部 (又は負圧隔離及び隔離養生措置を必要としない石綿等の除去等を行う作業場)		石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去等作業を行う作業場で石綿等の除去等以外の作業を行う場合
		石綿等の切断等を伴わない囲い込み/石綿含有成形板等の切断等を伴わずに除去する作業		
呼吸用保護具	電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク (区分①)	電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク又は取替え式防じんマスク(RS3又はRL3) ※電動工具により石綿等を切断等する場合は、①に限る。 (区分①～③)	取替え式防じんマスク(RS2又はRL2) (区分①～④)	取替え式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク (区分①～④等)
保護衣	フード付き保護衣	保護衣又は作業着	保護衣又は作業着	

備考 1) 区分は表 6.1.2 を参照。

備考 2) 電動工具を用いて石綿等の切断等を行う場合は、6.1.1 ただし書きを参照

表6.1.2 呼吸用保護具の区分

区分	呼吸用保護具の種類
区分①	<ul style="list-style-type: none"> <li>面体形及びブルーズフィット形(フードをもつもの)の電動ファン付き呼吸用保護具(粒子捕集効率 99.97%以上(PL3 又は PS3)、漏れ率 0.1%以下(S級)、大風量形)(電動工具により石綿等を切断する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具(漏れ率に係る性能区分がS級であり、ろ過材の性能区分がPS3又はPL3のものであり、かつ、呼吸用保護具の製造事業者により指定防護係数が300以上であることを証明する型式に限る。)</li> <li>複合式エアラインマスク(プレッシャデマンド形)</li> <li>送気マスク(プレッシャデマンド形エアラインマスク、一定流量形エアラインマスク、電動送風機形ホースマスク)</li> <li>自給式呼吸器(空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器)</li> </ul>
区分②	全面形面体を有する取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 99.9%以上、RS3 又は RL3)
区分③	半面形面体を有する取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 99.9%以上、RS3 又は RL3)
区分④	取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 95.0%以上、RS2 又は RL2)

### 6.1.1 負圧隔離養生及び隔離養生（負圧不要）の内部で石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具（作業の記録を作成するために当該記録の作成者等を隔離空間に立ち入らせる場合を含む。）

除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用保護具の区分①を使用する。使用できる呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具、複合式エアラインマスク（プレッシャデマンド形）、プレッシャデマンド形エアラインマスク、一定流量形エアラインマスク、電動送風機形ホースマスク等の送気マスク、空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器等の自給式呼吸器となる。肺力吸引形ホースマスク、防じんマスクは使用できない。

電動ファン付き呼吸用保護具は、国家検定合格品のうち面体又はフードをもつもので粒子捕集効率 99.97%以上（PL3 又は PS3）、漏れ率 0.1%以下（S級）、大風量形であるものを使用する。送気マスクは JIS T 8153、空気呼吸器は JIS T 8155、圧縮酸素形循環式呼吸器は JIS M 7601 に適合したものを使用する。

ただし、電動工具（除じん性能を有する電動工具を含む。）を用いて石綿等の切断等を行う場合は、電動ファン付き呼吸用保護具（区分①であって、呼吸用保護具の製造事業者により指定防護係数が 300 以上であることが証明された型式に限る。）又はこれと同等以上の指定防護係数を有する呼吸用保護具を使用すること。

### 6.1.2 負圧隔離養生の外部で石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具

除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③を使用する。石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合や、石綿等の切断等を伴わない囲い込みの場合は、呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③、区分④を使用する。

なお、取替え式防じんマスクについては、国家検定合格品の RS3 又は RL3（粒子捕集効率 99.9%以上）を使用する（区分②、区分③）。ただし、切断等を伴わない作業の場合に使用する取替え式防じんマスクについては、国家検定合格品の RS2 又は RL2（粒子捕集効率 95.0%以上）を使用しても差し支えない（区分④）。

### 6.1.3 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去等以外の作業を行う場合に着用する呼吸用保護具

取替え式防じんマスク（区分④）又は使い捨て式防じんマスク（区分外）を使用する。

なお、使い捨て式防じんマスクは、国家検定合格品を使用する。

#### 6.1.4 保護衣、作業衣

石綿等の除去等の作業には、除去対象製品及び除去工法から指定された保護衣等の種類に従い、保護衣又は専用の作業衣を着用する。

保護衣は、身体表面、下着及び保護衣の下に着用する作業衣への石綿繊維等の付着を防止するために着用する。負圧隔離養生及び隔離養生（負圧不要）内での作業においては、使い捨てタイプの保護衣を使用し、隔離作業場からの退出の都度廃棄することとする。石綿が付着しているおそれのある保護衣等の廃棄にあたって、廃石綿等が排出される作業場で使用されたものは廃石綿等として処理し、廃石綿等が排出されず石綿含有廃棄物が排出される作業場で使用されたものは石綿含有廃棄物と同様に処理する。形状は、頭部を含む全身を覆うものとし、保護衣と呼吸用保護具の全面形面体、手袋、シューズカバーなどとの接合部は、テーピングで密閉する。

汚れ防止等を目的とした使い捨てタイプの簡易な不織布製作業服は使用できない。その理由は、これらを石綿繊維の発生量が多い作業場所で使用した場合、下に着用した作業衣や下着、身体表面に多量の石綿繊維が付着し、エアシャワー等を用いた洗身によっても十分に落ちることが期待できず、作業による石綿繊維の外部への持ち出しが懸念されるからである。

負圧隔離内部など石綿繊維の発生量が多い作業場所では、JIS T 8115 の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ5）同等品以上のものを使用する。

作業衣は、石綿を取り扱う作業場内で専用に着用する作業衣のことで、石綿を取り扱う作業以外の作業で着用する作業衣や通勤衣と区別して使用する。材質は、表面が平滑で粉じんが付着しにくいもので、構造は、粉じんが服内部に侵入しにくく、また、粉じんが堆積しないようにポケット数が必要最小限のものとする。



図6.1.1 保護衣  
（浮遊固体粉じん防護用密閉服）の例



図6.1.2 専用の作業衣（例）

## 6.2 保護具等の取扱い

### 6.2.1 電動ファン付き呼吸用保護具（国家検定合格品）

#### <性能・特徴>

- ① 着用者の肺吸引力ではなく、電動ファンによって石綿繊維をろ過材で除去し、着用者に送風する。
- ② 漏れ率が 0.1%以下（S 級）、ろ過材の粒子捕集効率 99.97%以上のもの（電動工具を用いて石綿等を切断等する場合は、呼吸用保護具の製造事業者により指定防護係数が 300 以上であることが証明された型式に限る。）を使用する。
- ③ 送風量が充分であれば面体内の内部は常に陽圧なので、石綿繊維が漏れ込む可能性が低い。
- ④ 行動範囲の制限がないが、電池を電源とするため、連続使用時間は限られる。
- ⑤ 面体を有するものは、電動ファンが停止したときでも、一時的に防じんマスクとして使用できる。
- ⑥ フェイスシールドを有するものは、有害性の高い粉じんが存在する環境では使用できないので、石綿を取り扱う作業では使用できない。

#### <使用上の注意事項>

- ① 有害ガスが発生する環境や酸素濃度が 18%未満の環境では使用できない。
- ② 電池の消耗により送風量が低下したら、電池の充電又は電池の交換をする。
- ③ 半面形面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具では、保護めがねを併用する。
- ④ フードを有する電動ファン付き呼吸用保護具は、電動ファンの停止や送風量が規定値より低下した場合、フードと顔の間隙から石綿繊維が流入するおそれがあるので注意が必要になる。
- ⑤ ろ過材は毎日交換するか、送風量が低下したら、新しいものに交換する。
- ⑥ 石綿を取り扱う作業で使用したろ過材は、廃棄時以外は作業場外へ持ち出してはならない。

#### <使用前点検>

- ① 面体各部・電動ファン・連結管等に亀裂、変形、穴、ひび割れ等の破損がないこと。
- ② 排気弁及び排気弁座に亀裂、変形、ひび割れ、劣化によるべとつき等の破損、汚れ、異物等の付着がないこと。
- ③ 電池は満充電され、電動ファンが正常に動作すること。
- ④ ろ過材は亀裂、変形、ひび割れ等の破損がなく、正しく取り付けられていること。
- ⑤ しめひもは十分に弾力があり、伸びきっていないこと。



(a)



(b)

図6.2.1 全面形面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具の例



(a)



(b)

図6.2.2 半面形面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具の例



図6.2.3

フードを有する電動ファン付き呼吸用保護具の例



図6.2.4

半面形面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ゴーグル併用）の例



図6.2.5

半面形面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具（専用フード併用）の例

出典) 石綿技術指針対応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル (建設業労働災害防止協会)

## 6.2.2 送気マスク（プレッシャデマンド形エアラインマスク、一定流量形エアラインマスク、電動送風機形ホースマスク）（JIS T 8153）

### <性能・特徴>

- ① プレッシャデマンド形エアラインマスク及び一定流量形エアラインマスクは、コンプレッサー等の圧縮空気源から中圧ホースを通して着用者に空気を供給する方式の呼吸用保護具である。電動送風機形ホースマスクは、作業場の外部に置いた電動送風機等によって石綿繊維を含まない呼吸に適した清浄な空気をホースを通して着用者に送気する方式の呼吸用保護具である。
- ② 使用時間の制限はないが、ホースの長さにより行動範囲の制限がある。
- ③ 全面形面体及び半面形面体、フードを有するものの使用が適している。
- ④ 全面形面体及びフードを有するものは、眼の保護もできる。半面形面体の場合は、保護めがねを併用する。

### <使用上の注意事項>

- ① 供給される空気は、石綿繊維を含まない呼吸に適した清浄な空気でなければならない。エアラインマスクを使用するときは、清浄空気供給装置や空気清浄装置等を使用する（図 6.2.9、図 6.2.10）。電動送風機形ホースマスクは、電動送風機を作業場の中に置かず、作業場の外部に置かなければならない。
- ② エアラインマスクは、ホースにつまづく転倒災害の防止やホースの破損を防ぐため、余分なホースはホースリールに巻き取ることが望ましい。
- ③ 全面形面体又は半面形面体を有する送気マスクを使用するときは、装着の都度、シールチェック（フィットチェック）を行い、面体と顔面との密着性が良好であることを確認する。
- ④ 高熱下作業を行う場合は、圧縮空気等を利用した冷却装置を併用することが望ましい。

### <使用前点検>

- ① 石綿繊維を含まない呼吸に適した正常な空気が供給されること。
- ② 排気弁及び排気弁座に亀裂、変形、ひび割れ、劣化によるべとつき等の破損、汚れ、異物等の付着がないこと。
- ③ ホースは亀裂、変形、キズ、著しい汚れ、べとつき等がないこと。
- ④ しめひもは十分に弾力があり、伸びきっていないこと。



図6.2.6  
全面形面体を有するプレッシャ  
デマンド形エアラインマスクの例



図6.2.7  
全面形面体を有する電動  
送風機形ホースマスクの例



図6.2.8  
全面形面体を有する複合式エアライン  
マスク（プレッシャデマンド形）の例



図6.2.9 清浄空気供給装置の例  
出典) 石綿技術指针对応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル (建設業労働災害防止協会)



図6.2.10 空気清浄装置の例

### 6.2.3 取替え式防じんマスク（国家検定合格品）

#### <性能・特徴>

- ① 取替え式防じんマスクは、作業環境中の石綿繊維をろ過材によって捕集し、着用者が清浄な空気を吸入できるマスクで、ろ過材、排気弁等を交換して、さらに使用を続けることができる方式の呼吸用保護具である。
- ② 面体の種類は全面形、半面形がある。全面形面体を有する取替え式防じんマスク（RS3・RL3）と半面形面体を有する取替え式防じんマスク（RS2・RL2）の粒子捕集効率は、99.9%以上であり、取替え式防じんマスク（RS2・RL2）の粒子捕集効率は、95.0%以上である。RL2・RL3の防じんマスクは、オイルミスト等にも有効である。
- ③ 全面形面体を有する防じんマスクは眼の保護もできる。
- ④ 全面形面体には、専用の視力矯正用めがねを使用できるものがある。

#### <使用上の注意事項>

- ① 有害ガスが発生する環境や、酸素濃度が18%未満の環境では使用できない。
- ② 面体内が陰圧になるので、面体と顔面との密着の状態が悪くと、石綿繊維を吸入してしまうおそれがある。マスクを装着したら、必ずシールチェック（フィットチェック）を行い、面体と顔面の気密性を確認する。
- ③ 厚生労働省の「防じんマスクの規格」に基づく国家検定に合格した取替え式防じんマスクを使用する。石綿等の除去作業では、使い捨て式防じんマスクは使用してはならない。
- ④ ろ過材は毎日交換するか、使用中に息苦しくなったら、新しいろ過材に交換する。
- ⑤ 面体と顔面の気密性が損なわれるので、タオルやメリヤスカバーを接顔部に取り付けた上から防じんマスクを装着してはならない。
- ⑥ 半面形面体を有する防じんマスクを使用するときは、保護めがね（ゴーグル形）を併用する。
- ⑦ オイルミスト等が存在するときは、DOP（フタル酸ジオクチル）粒子による試験に合格したRL3、RL2の取替え式防じんマスクを使用する。
- ⑧ 使用したろ過材をそのまま作業場外へ持ち出すことは、捕集した石綿繊維の飛散の原因となるので行ってはならない。
- ⑨ 面体と顔の密着性をよくするため、ひげをそること。



図6.2.11

全面形面体を有する取替え式防じんマスク（RL3）の例



(a)



(b)

図6.2.12

半面形面体を有する取替え式防じんマスク（RL3）の例



(a)



(b)

図6.2.13 半面形面体を有する取替え式防じんマスク（RL2）の例

出典）石綿技術指针对応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設業労働災害防止協会）

## 6.2.4 呼吸用保護具の密着性の確認

面体を有する呼吸用保護具は、使用に当たり、面体と顔面の隙間から面体内に入り込む危険性があるため、密着性の良否の確認が必要である。マスク通達「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」第1の5に定めるところにより、1年以内ごとに1回、フィットテストを行うこと。また、着用者の顔面とマスクの面体の密着性の良否を判定するには、計測器を使用した定量的な方法と着用者自身が行うシールチェック（フィットチェック）がある。

### (1) フィットテストの実施

呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、マスク通達により、JIS T 8150 に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下「フィットファクタ」という。）を求め、当該フィットファクタが要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。フィットファクタは、マスク通達別紙2により計算する。要求フィットファクタは、同別表4に定めるところによる。

#### 別紙2 フィットファクタの求め方

フィットファクタは、次の式により計算するものとする。

呼吸用保護具の外側の測定対象物の濃度が  $C_{out}$  で、呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度が  $C_{in}$  であるときのフィットファクタ（FF）は式（2）によって算出される。

$$FF = \frac{C_{out}}{C_{in}} \dots\dots\dots (2)$$

別表4 要求フィットファクタ及び使用できるフィットテストの種類

面体の種類	要求フィットファクタ	フィットテストの種類	
		定性的フィットテスト	定量的フィットテスト
全面形面体	500	—	○
半面形面体	100	○	○
注記 半面形面体を用いて定性的フィットテストを行った結果が合格の場合、フィットファクタは100以上とみなす。			

#### <フィットテストの実施に当たっての留意事項>

ア フィットテストは、労働者によって使用される面体とその労働者の顔面に密着するものであるか否かを評価する検査であり、労働者の顔面に合った面体を選択するための方法（手順は、JIS T 8150を参照。）である。なお、顔面との密着性を要求しないルーズフィット形呼吸用インタフェースは対象外である。面体を有する呼吸用保護具は、面体が労働者の顔面に密着した状態を維持することによって初めて呼吸用保護具本来の性能が得られることから、フィットテストにより適切な面体を有する呼吸用保護具を選択することは重要である。

イ 面体を有する呼吸用保護具については、着用する労働者の顔面と面体とが適切に密着していなければ、呼吸用保護具としての本来の性能が得られない。特に、着用者の吸気時に面体内圧が陰圧（すなわち、大気圧より低い状態）になる防じんマスク及び防毒マスクは、着用する労働者の顔面と面体とが適切に密着していない場合は、粉じんや有毒ガス等が面体の接顔部から面体内へ漏れ込むことになる。また、通常の着用状態であれば面体内圧が常に陽圧（すなわち、大気圧より高い状態）になる面体形の電動ファン付き呼吸用保護具であっても、着用する労働者の顔面と面体とが適切に密着していない場合は、多量の空気を使用することになり、連続稼働時間が短くなり、場合によっては本来の防護性能が得られない場合もある。

- ウ 面体については、フィットテストによって、着用する労働者の顔面に合った形状及び寸法の接顔部を有するものを選択及び使用し、面体を着用した直後には、マスク通達第1の5（3）に示す方法又はこれと同等以上の方法によってシールチェック（面体を有する呼吸用保護具を着用した労働者自身が呼吸用保護具の装着状態の密着性を調べる方法。以下同じ。）を行い、各着用者が顔面と面体とが適切に密着しているかを確認する。
- エ 着用者の顔面と面体とを適正に密着させるためには、着用時の面体の位置、しめひもの位置及び締め方等を適切にさせることが必要であり、特にしめひもについては、耳にかけることなく、後頭部において固定させることが必要であり、加えて、次の①、②、③のような着用を行わせないことに留意する。
- ①面体と顔の間にタオル等を挟んで使用する。
  - ②着用者のひげ、もみあげ、前髪等が面体の接顔部と顔面の間に入り込む、排気弁の作動を妨害する等の状態で使用する。
  - ③ヘルメットの上からしめひもを使用する。
- オ フィットテストは、定期に実施するほか、面体を有する呼吸用保護具を選択するとき又は面体の密着性に影響すると思われる顔の変形（例えば、顔の手術などで皮膚にくぼみができる等）があったときに、実施することが望ましい。
- カ フィットテストは、個々の労働者と当該労働者が使用する面体又はこの面体と少なくとも接顔部の形状、サイズ及び材質が同じ面体との組合せで行う。合格した場合は、フィットテストと同じ型式、かつ、同じ寸法の面体を労働者に使用させ、不合格だった場合は、同じ型式であって寸法が異なる面体若しくは異なる型式の面体を選択すること又はルーズフィット形呼吸用インタフェースを有する呼吸用保護具を使用すること等について検討する必要がある。

計測器の例を図 6.2.14 及び図 6.2.15 に示す。



図6.2.14 計測器の例

労研式マスクフィットングテスター



図6.2.15 計測器の使用例

出典）石綿技術指针对応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設業災害防止協会）

## (2) シールチェック (フィットチェック)

シールチェック (フィットチェック) は、呼吸用保護具の取扱説明書に従って行わなければならない。シールチェック (フィットチェック) には陰圧法と陽圧法がある。なお、上記(1)の計測器による測定はシールチェックにおいても可能である。

### 1) 陰圧法によるシールチェック (フィットチェック)

専用のフィットチェッカーを使用して、ろ過材の吸気口をふさいだ状態でゆっくりと息を吸い、顔面と面体の密着性を調べる。このとき、空気が外部から流入せず面体が顔に吸い付くことが確認できれば、密着性の状態は良好である。フィットチェッカーを使用するのが望ましいが、フィットチェッカーがないときは、手のひらをろ過材の吸気口に当て、吸気口をふさいで確認することができる。このとき、面体を顔に押し付けないように、軽く手のひらを吸気口に当てる。強く押し当てると、このときだけ、密着性が良くなるので注意が必要である。

陰圧法のシールチェック (フィットチェック) は、顔面と面体の密着性と併せて、排気弁部の気密性も確認できる。排気弁に粉じん等が付着している場合には、相当の漏れ込みが考えられるので、排気弁を正常にして顔面と面体の密着性を調べる必要がある。

### 2) 陽圧法によるシールチェック (フィットチェック)

専用のフィットチェッカーを使用して、排気弁の排気口をふさいだ状態で息を吐き、顔面と面体の密着性を調べる。このとき、息が面体と顔面の隙間から外部に流出せずに面体が膨らむ感じがあれば、密着性の状態は良好である。フィットチェッカーを使用することが望ましいが、フィットチェッカーがないときは、手のひらを排気弁の排気口に当て、排気口をふさいで確認することができる。このとき、面体を顔に押し付けないように、軽く手のひらを排気口に当てる。強く押し当てると、このときだけ、密着性が良くなるので注意が必要である。

陽圧法のシールチェック (フィットチェック) は、排気弁の排気口をふさいで行うため、排気弁部の気密性は確認できない。



●フィットチェッカーがある場合  
ろ過材にチェッカーを取り付けて、吸気口をふさいだ状態で息を吸う。空気が流入せずに、面体が顔に吸いつくことが確認できれば、密着性の状態は良好である。



●フィットチェッカーがない場合  
軽く手のひらをろ過材の吸気口にあて、吸気口をふさいだ状態で息を吸う。空気が流入せずに、面体が顔に吸いつくことが確認できれば、密着性の状態は良好である。

図6.2.16 陰圧法のシールチェック (フィットチェック)

## (3) 留意事項

密着性の良い呼吸用保護具を使用するためには、事前に複数の種類及びサイズの呼吸用保護具を用意し、作業者ごとに良好な密着性を保つことのできる呼吸用保護具を選定することが望ましい。視力矯正用めがねを使用している作業者の場合、密着性が悪くなる原因となり得るが、メーカーが推奨する眼鏡と面体との隙間を塞ぐ部品等で漏れを低減させることが可能である。また、ひげや髪の毛、タオル、作業帽等が接顔部分やしめひも部分に挟まれることで、漏れの原因になることがある。シールチェック (フィットチェック) により良好な結果が得られない場合、これらのことに注意が必要である。

## 6.2.5 その他の留意事項

### (1) 呼吸用保護具の適正使用のための体制

呼吸用保護具の適正な選択及び使用のため、事業者には厚生労働省の「第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について（別添）粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（令和 5 年 3 月 30 日基発 0330 第 3 号（一部改正 令和 6 年 3 月 6 日基発 0306 第 1 号））に準じた対応が求められる。詳しくは表 6.2.1 を参照すること。

表 6.2.1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

呼吸用保護具の適正な選択及び使用のため、事業者には厚生労働省の「第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について（別添）粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（令和 5 年 3 月 30 日基発 0330 第 3 号（一部改正 令和 6 年 3 月 6 日基発 0306 第 1 号））に準じた対応が求められる。詳しくは表 6.2.1 を参照すること。

表 6.2.1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（抜粋）

（令和 5 年 3 月 30 日基発 0330 第 3 号（一部改正 令和 6 年 3 月 6 日基発 0306 第 1 号））

#### 第 2 具体的実施事項

##### 1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

###### (1) 粉じん保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進

「粉じん保護具着用管理責任者」を衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから作業場ごとに選任し、令和 5 年 5 月 25 日付け基発 0525 第 3 号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」（以下「呼吸用保護具通達」という。）に基づき、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。呼吸用保護具通達に基づく保護具着用管理責任者が、粉じん保護具着用管理責任者を兼任することは差し支えない。

なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

###### (2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第 20 条の 3 の規定により粉じんにさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実にすること。

###### (3) (略)

「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」（抜粋）

（令和 5 年 5 月 25 日基発 0525 第 3 号）

#### 記

#### 第 1 共通事項

##### 3 管理体制等

(1) 事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に呼吸用保護具を使用させるときは、保護具に関して必要な教育を受けた保護具着用管理責任者（安衛則第 12 条の 6 第 1 項に規定する保護具着用管理責任者をいう。以下同じ。）を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならないこと。

ア 呼吸用保護具の適正な選択に関すること

イ 労働者の呼吸用保護具の適正な使用に関すること

ウ 呼吸用保護具の保守管理に関すること

エ・オ (略)

(2) (前略) また、事業者は、保護具着用管理責任者に、各労働者が着用する呼吸用保護具の取扱説明書、ガイドブック、パンフレット等（以下「取扱説明書等」という。）に基づき、適正な装着方法、使用方法及び顔面と面体の密着性の確認方法について十分な教育や訓練を行わせること。

(3) (略)

## (2) 予防のための保護具の着用

建築物等の解体等の作業においては、事前調査が不十分であった場合や隔離空間からの漏えいなどで石綿繊維が飛散するおそれもあること、また、作業に伴って石綿以外の粉じんも発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等がないことが確認された場合や別の場所で石綿作業に従事していない場合であっても、作業者に防じんマスク等の呼吸用保護具を使用させる必要がある。